

令和2年度第12回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和3年3月10日(水)
招集場所	米子市役所旧庁舎3階603会議室
開 会	午後2時30分
出席農業委員	1番 生田誠二委員 3番 井田時夫委員 4番 岩佐清志委員 5番 大太勇三委員 6番 大縄敬次委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 10番 関本五郎委員 11番 高橋敦美委員 12番 竹中誠一委員 13番 田子博康委員 14番 田中豊委員 15番 田邊雄一委員 16番 富田行博委員 17番 中本公平委員 18番 船越真委員 19番 矢倉篤實委員
欠席農業委員	2番 泉新一委員 9番 角力委員
出席推進委員	影嶋六郎委員 能登路幸輝委員 森中喜輝委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 山中春夫委員 三島通政委員 小林秀美委員 大塚清徳委員 小林正美委員 田口正廣委員 足立康雄委員 松本裕三委員 本池実委員 米澤美憲委員 尾坂宣雄委員 福島公明委員 田中英省委員 長澤誠委員
事務局	宅和事務局長 日浦担当事務局長補佐 妹尾係長 石岡主任 石田主任
傍聴人	無し
日 程	1 会長あいさつ 2 議事録署名委員の指名 3 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第3号 農地法第30条に基づく利用状況調査に係る非農地の認定について エ 第4号 米子市農用地利用集積計画の決定について

オ 第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答
について

5 報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 非農地現況証明について
- (3) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (4) 農地転用現況確認書の交付について
- (5) その他

議事開始 午後2時30分

議長（田邊会長）

第12回農業委員会総会を開きます。

議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号8番の小西委員と議席番号10番の関本委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席は泉委員、角委員です。

最初に事務局から報告をお願いします。

事務局（宅和事務局長）

大東推進委員さんがお亡くなりになりました。車尾地区の推進委員さんが欠員となりますので、再募集をする事になります。4月9日の総会で委嘱の決定が出来るようにしたいと思っていますので、よろしくお願いします。

議長（田邊会長）

それでは3ページ、議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。それでは、4ページ番号46の彦名町から番号47の尾高について一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

3条許可案件について説明します。場所について画面に表示しますのでスクリーンをご覧ください。

番号46番の彦名町について説明します。申請地は、北公園墓地近くに位置します。畑2筆1、586平方メートルの農地です。彦名町に居住の受人が渡人と合意され、売買により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は33アールです。

次に47番の尾高について説明します。申請地は、大神山神社近くに位置します。田1筆、208平方メートルの農地です。県外に居住の渡人と合意され、売買により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は351アールです。

3条許可案件は以上2件となります。詳細は議案および3条別紙のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いします。

議長（田邊会長）

番号46の彦名町について、担当委員さんから補足があればお願いします。

公本農業委員

46番について説明します。事務局の説明のとおり、譲受人には息子が3人おり、3人とも親の近くに住んでいます。いろいろ社会情勢の変化があるから、畑は少し持っていた方がいいと、3人いれば1町くらい畑を増やせと、ずっと以前から話していたところです。この譲受人と譲渡人は古くからの友人で、ようやく話がまとまったところです。このパターンのお話をもう二つばかり持っています。出来るだけ、農業をやめられた人の畑、あるいは作付しなくなった畑を売買かあるいは賃貸して農業をするよう進めております。以上です。

議長（田邊会長）

番号47の尾高について、担当委員さんから補足があればお願いします。

中本農業委員

47番の補足説明をします。現地調査は3月5日に、中本委員、尾坂推進委員で行いました。これは譲渡人が県外の方に住んでおり、申請地の管理が大変だという事から隣に畑を持っている地主に相談し、譲受人を紹介されて売買に至ったという所です。売買については譲受人の子供さんが申請地の近くに住んでおり、譲受人も日々この子供さんの所に通っているという事です。また子供もそういった小さな農園を望んでおり、今回家族経営的な事で申請があがったという事です。若干荒れていますが、譲受人の息子が仕事の関係でユンボ等の機械を持っており、許可後は農地の整備を行い作付したいという事です。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可と決定します。

続きまして、5ページをお願いします。

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。それでは6ページ番号118の大篠津町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

本池推進委員

118番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は一般住宅です。2月27日に角農業委員、本池推進委員と現地確認を行いました。造成計画は最大20センチの盛土造成を行います。擁壁として、隣地境界にコンクリートブロック12センチを3段設置します。雨水は既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は合併浄化槽から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われま

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号119の彦名町から番号120の彦名町について一括して審議します。担当委員さんから一括して説明をお願いします。

田口推進委員

119番と120番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所は粟島団地入口付近で、先月申請があった農地の水路を挟んだ隣に位置します。転用目的は2区画とも一般住宅です。2月22日に公本農業委員、田口推進委員と現地確認を行いました。造成計画は最大30センチの盛土造成を行います。擁壁として南西側に既設コンクリートブロック150センチがあります。雨水は農業用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水は公共下水へ流す計画で問題ありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。隣接農地はありません。農地区分は、住宅・公共施設等が連たんしている区域内にある農地で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、続きまして、7ページ番号121の夜見町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

竹中農業委員

121番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。この農地は、過去の経緯が若干あり少し報告しますと、一度転用申請があって当委員会で許可をした経過がありますが、高圧鉄塔が隣接しているという理由で取り下げになった場所です。今回別の申請人が、改めて転用の手続きをとる事でした。転用目的は一般住宅です。3月3日に竹中農業委員、西村推進委員と現地確認を行いました。造成

計画は30センチから50センチの盛土造成を行います。擁壁は、隣地境界にコンクリートブロック20センチを設置します。雨水は既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は合併浄化槽から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。隣接耕作者同意は一部確認していますが、同意がない筆があり、登記情報による所有者の住所地には全く別の方が居住しており、隣接住人に聞き取りを行っても関係者を見つけることができなかったという理由書が添付されています。また、申請地には地役権が設定してあり、地役権者で鉄塔を所有している中電ネットワークの同意を確認しています。農地区分は、住宅地の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で第2種農地に該当します。転用について問題ないと思われます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号122の河崎から番号123の両三柳について一括して審議します。担当委員さんから一括して説明をお願いします。

山中推進委員

122番の議案について説明します。詳細は別紙のとおりです。転用目的は一般住宅です。3月5日に大縄農業委員、山中推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、最大10センチの盛土造成を行います。擁壁として、隣地境界にコンクリートブロック10センチから20センチを設置します。雨水は既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は公共下水へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種以上が埋設する道路の沿道の区域で500メートル以内に2つ以上の教育、公共施設がある農地で第3種農地に該当します。転用については問題ありません。

大縄農業委員

1 2 3 番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は一般住宅です。3月5日に大縄農業委員、山中推進委員と現地確認を行いました。造成計画は整地して現状のまま使用します。擁壁として、隣地境界にコンクリートブロック20センチを2段設置します。雨水は既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は公共下水へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、住宅・公共施設等が連たんしている区域内にある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号124の二本木から番号125の今在家について一括して審議します。担当委員さんから一括して説明をお願いします。

能登路推進委員

1 2 4 番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は一般住宅です。この申請地は親子間での贈与で、北側の隣接地も譲渡人所有の宅地で、建築する住宅敷地の一部とする計画です。2月25日に田邊農業委員、能登路推進委員と現地確認を行いました。造成計画は30センチの盛土造成を行います。擁壁として南側隣地境界にコンクリートブロック20センチを5段設置します。雨水は敷地内溜柵から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は公共下水へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、水管、下水管、ガスのうち2種類以上が埋設されている道路の沿道

の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地であり第3種農地に該当します。転用に問題はないと思われます。

125番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は一般住宅を計画です。この申請地は親子間での使用貸借です。2月25日に田邊農業委員、能登路推進委員と現地確認を行いました。造成計画は30センチから50センチの盛土造成を行います。擁壁として、北側と西側の隣地境界にコンクリートブロック20センチを3段設置します。雨水は農業用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水は農業集落排水へ流す計画で問題ありません。実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しています。隣接農地はありません。農地区分は水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2つ以上の教育施設、公共施設等がある農地であり、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号126の淀江町中間から番号127の淀江町福井について一括して審議します。担当委員さんから一括して説明をお願いします。

長澤推進委員

126番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は既存敷地の拡張です。申請者の株式会社大山どりは、平成29年4月に隣接地2筆について緑地公園を目的とした転用申請を出し、同年5月に許可が下りています。当時から今回の申請地も含めて転用したいという意向でしたが、相続登記の関係で申請できなかったようです。3月3日に富田農業委員、長澤推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、現状のままで緑地公園とします。雨水は地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者

の同意、実行組合の同意を確認しております。土地改良区は該当ありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地であり第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われま

田中推進委員

127番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は既存施設の拡張で駐車場にするというものです。3月5日に富田農業委員、田中推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、除草後に碎石を敷き、転圧・整地を行います。南側の隣接農地との間には4メートルの緩衝地を設けます。東西の隣地境界から幅1.5メートル離して車両を駐車します。雨水は敷地中央へ勾配をとり地下浸透とする計画で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、淀江宇田川地区土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地であり第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われま

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、9ページ、議案第3号をお願いいたします。

農地法第30条に基づく利用状況調査に係る非農地の認定について、別表の土地について、農地法の運用についての第3の1の(3)のウの規定により議決を求めます。それでは、10ページ番号1から22までの淀江町を一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（宅和事務局長）

非農地認定については、国の指導により、利用状況調査後速やかに行うことになっています。米子市では土地改良区の地区内の農地を除いて順次非農地認定を行っています。机の上に航空写真を置いていますのでご参照ください。この度は、淀江町平岡、本宮を非農地議案として上程しています。なお、地権者には、あらかじめ非農地判断の対象である旨の文書を送付していますが、特に異議はありませんでした。それでは、番号1から22の淀江町平岡、淀江町本宮について説明します。資料の1枚目は位置図の区画割りを示したもの、めくって位置図1から5までは、該当地の詳細を示した航空写真となっています。写真で見えていただいてもおわかりいただけると思いますが、現況は全て山林又は原野であり、非農地と判断するのが適当ではないかと考えておりますので、ご審議をお願いします。

議長（田邊会長）

地元委員さんから補足があればお願いします。

田中推進委員

補足説明します。淀江町平岡及び本宮については、2月12日に富田委員と田中推進委員及び事務局で現地確認をしております。現況は、写真で見てもらってもわかりますとおり、原野、山林と認定して問題ない状態でした。

議長（田邊会長）

そういたしますと採決をしたいと思います。

異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、非農地と決定します。

続きまして、11ページ、議案第4号をお願いします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めます。それでは、利用権設定各筆明細について14

ページ番号3-1から28ページ番号3-68までを一括して審議します。番号3-27から番号3-29は、関係者の富田委員は議事に参与できません。番号3-62から番号3-63は、関係者の大縄委員は議事に参与できません。番号3-64は、関係者の田中委員は議事に参与できません。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

利用権設定各筆明細について説明いたします。議案のカッコ書きは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しております。

14ページ番号3-1から15ページ番号3-5は再設定です。番号3-6は新規設定です。番号3-7から番号3-8は再設定です。番号3-9から16ページ番号3-10は新規設定です。番号3-11から番号3-12は再設定です。番号3-13から17ページ番号3-19は新規設定です。18ページ番号3-20から番号3-22は再設定です。番号3-23は新規設定です。番号3-24から19ページ番号3-28は再設定です。番号3-29から20ページ番号3-30は新規設定です。番号3-31は再設定です。番号3-32は新規設定です。番号3-33から21ページ番号3-34は再設定です。番号3-35から番号3-36は新規設定です。番号3-37から22ページ番号3-41は再設定です。番号3-42から番号3-43は新規設定です。番号3-44から24ページ番号3-51は再設定です。番号3-52は新規設定です。番号3-53から番号3-54は再設定です。番号3-55は新規設定です。25ページ番号3-56は再設定です。番号3-57は新規設定です。番号3-58は再設定です。番号3-59から27ページ番号3-60は新規設定です。番号3-61から28ページ番号3-68は再設定です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

矢倉農業委員

番号3-13で八束町〇〇から喜多原まで何を作りに来るのだろうか。

公本農業委員

これは牡丹の苗です。

矢倉農業委員

大根島からわざわざ喜多原までですか。

公本農業委員

大根島の土と合うそうです。

矢倉農業委員

分りました。

議長（田邊会長）

他にございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

はじめに、番号3-27から番号3-29について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続いて、番号3-62から番号3-63について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします

続いて、番号3-64について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続いて、残りにつきまして、一括して審議します。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、30ページ、農地中間管理権を取得する場合について、番号3-1から35ページ番号3-27までを一括して審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得について説明します。30ページ番号3-1から35ページ番号3-27まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載しています。今月の設定分の合計で、Aは地権者の意向によるもので16件、Bは相対の契約から中間管理事業への切替11件、Cは合理化事業から中間管理事業への切替で0件、Dは期間満了による更新で0件です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、37ページ議案第5号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。それでは、38ページ番号1から43ページ番号16までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

議案のカッコ書きは耕作面積を記載しています。今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由を説明します。38ページ番号1から43ページ番号16は近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。番号9は法人として初めての配分です。日吉津村で13.7ヘクタールの耕作を確認しています。選定理由は以上です。ご審議よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（日浦担当事務局長補佐）

報告します。

46ページから47ページの農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、4件受理しています。次に、48ページの非農地現況証明について、2件を証明しています。次に、49ページから51ページの農地の転用事実に関する照会に対する回答について、鳥取地方法務局に対して3件回答しています。次に、52ページから54ページの農地転用現況確認書交付について、14件を交付しています。報告は以上です。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。
本日、予定していた審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。
事務局から連絡事項をお願いします。

関本農業委員

公共事業による一時転用について伺いたいです。一時であっても転用なので、農業委員に別紙でも知らせるべきという気がしますが、いかがでしょうか。他所の土地の公共事業も知りたい人もいるみたいで、それを考えたら一覧表にして提示すればいいと思うのです。

事務局（宅和事務局長）

地元の委員さんには、届出が出た場合は分かるようにお渡ししていますが、他の委員にも一覧表にして分かるようにしてはどうかということだと思います。ご要望があれば皆さんに報告出来るようにしたいと思いますがいかがでしょうか。

議長（田邊会長）

今までは地元委員だけに連絡をしていたようですけども、この会で全員に分かるようにという事で計画していますが、どうでしょう。

関本農業委員

私はそれで結構です。一覧表にしてね。

議長（田邊会長）

前回そのようにしたらという話も出ていましたので、そのようにして行きたいと思えますけども、よろしいでしょうか。

（異議なしとの声）

ではそういう形に次回からさせていただきます。

あと、事務局からお願いします。

事務局（日浦担当事務局長補佐）

米子市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定案について説明します。委員の皆様方からの意見シートをまとめた資料をお配りしています。農業施策に対する意見が多く見受けられる結果でした。この結果を元に運営部会で検討いただきました。農地等の利用の最適化の推進に関する指針は、委員の皆様の活動をどのようにしていくかという方向性を定めるものです。米子市まちづくりビジョンに沿って変更となる文言や遊休農地の解消目標を修正し、概ね従前の指針を継承する形の改定案としています。具体的には、3ページ2（2）担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法のところ、人・農地プランに関して、作成・見直しから次のステップである実質化としています。これは、弓浜部を除きまして昨年から各公民館で行っています地域での話し合いを指しており、地区の担い手農家さんにもお出かけいただき、地図を用いて将来の地区の農業についての話し合いを行っているところで、委員の皆様にはコーディネー

ター役として活躍いただいています。また、4ページ3（2）新規参入の促進に向けた具体的な推進方法の所で、意見シートの結果にもあるように、新たに米子市ホームページでの情報提供を入れています。説明は以上です。

ご意見等あるかとは思いますが、4月総会での議案とする予定であり、今回はあらかじめ資料としてお配りしたものです。

議長（田邊会長）

そういたしますと、それぞれ持ち帰られて見ていただいて次回検討するという事ですので、次回よろしく願いいたします。
その他にございませんか。

事務局（石岡主任）

続きまして3件ご説明します。

非農地証明願の地元委員証明欄の廃止及び証明手順の変更について説明します。

非農地証明願いに、地元委員がサインを求められた時と申請書が事務局に提出された後の2回現地確認をしていましたが、非農地証明願の地元委員証明欄を廃止し、事務局が非農地証明の相談を受けた場合は、後日地元委員と事務局で現地確認し、非農地と確認できた場合、正式に非農地証明願を提出させ、証明発行したいと考えますがいかがでしょうか。

議長（田邊会長）

これ今まで2回見ていたのを1回にするという事ですね。皆さん、よろしいでしょうか。

（異議なしとの声）

では、今後はこういう形にしてください。

事務局（石岡主任）

続きまして2つ目ですが、農地転換届、完了届についても同様に委員確認欄を廃止し、申請書が提出された後に地元委員と現地確認することとしたいと考えていますが、いかがでしょうか。

議長（田邊会長）

よろしいでしょうか。

（異議なしとの声）

事務局（石岡主任）

続きまして、公共工事一時転用の届出は、工事業者から工事発注担当課長の確認印のついた一時転用の届出の提出を受けていました。今後は、地権者とのトラブル防止のため、届出書に地権者の同意書の写しを添付してもらうように協議を進めておりますのでご承知ください。

議長（田邊会長）

よろしいですか、これも。

（異議なしとの声）

では、今後そのようにして行きたいと思っております。

事務局（日浦担当事務局長補佐）

4月定例総会は、4月9日（金）1時30分から米子市役所旧庁舎3階603会議室での開催予定です。また、総会終了後の2時30分頃から30分程度、米子市農林課の各種補助制度を中心に研修を行う予定です。

次に、3月の農地相談は、令和3年3月23日（火）午後2時から和田公民館で行う予定です。次に、3月分の活動実績報告書ですが、補助金の報告締め切りもあることから、4月1日（木）までに提出いただきますと助かります。以上です。

森中農業委員

農地等の利用の最適化の推進に関する指針という事で新旧対照表が出ているけども、これはいつから実行するようになるわけ。

事務局（日浦担当事務局長補佐）

来月の総会で決定となりますので、4月9日からと想定しています。

議長（田邊会長）

よろしいですか。他に何かありますか。

そういたしますと、これを持ちまして、第12回農業委員会総会を終了します。

閉 会 午後3時25分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議長（田邊会長）

議事録署名委員

議事録署名委員